

リンナイ健康保険組合加入者 各位

リンナイ健康保険組合

健康保険証の廃止とマイナ保険証への切り替えについて

2024 年 12 月 2 日より、皆様が利用されている健康保険証はマイナ保険証に切り替えられることになります。現在お持ちの健康保険証は、切り替え後、1 年間（2025 年 12 月 1 日迄）は利用可能ですが、まだ、マイナ保険証の登録手続きがお済みでない方は、扶養家族の方の分も含め早めに登録手続きをお願いします。

なお、今後の取扱いは下記の通りとなります。

記

1. 健康保険証

現行の健康保険証は 2024 年 12 月 2 日にて廃止となりますが、1 年間（2025 年 12 月 1 日迄）は利用可能です。

ただし、i) 加入者本人の退職・扶養削除による資格喪失、ii) 氏名変更、iii) 保険証紛失された方については、その後はマイナ保険証等をご利用いただくことになります。

※ i)、ii) の手続の際は、引き続き保険証の返却が必要となります。

※2025 年 12 月 2 日以降、現行の健康保険証はご自身で廃棄していただく予定です。

2. マイナ保険証

マイナナンバーカードをお持ちの方は、マイナ保険証の利用登録をご自身で行っていただくことで、マイナ保険証として利用できるようになります。

マイナ保険証の利用登録を行ったかが不明な場合は、マイナポータルから確認が可能です。

マイナポータルへ接続➡



マイナナンバーカードをお持ちでない方は、マイナナンバーカードの申請から行っていただく必要があります。

オンライン申請・郵便による申請・まちなかの証明写真機から申請が可能です。

マイナナンバーをまだ会社に届け出ていない方は、マイナ保険証の利用登録とともに、速やかに会社にマイナナンバーの届出をお願いします。

3. 資格確認書の発行

マイナナンバーカードをお持ちでない方、マイナ保険証の利用登録を行っていない方へは、有効期限 1 年未満の「資格確認書」〔はがきサイズ（紙）〕を発行します。希望される方は、別途「資格確認書交付申請書」を事業所労務担当者経由で提出ください。

※現在、健康保険証をお持ちの方には資格確認書は発行できません。健康保険証の有効期限が切れるタイミングでの発行となります。

4. 資格情報のお知らせ

過日、加入者の資格情報が記載された「資格情報のお知らせ」を送付しました。
記載内容およびマイナンバー下4桁の確認がお済でない方は正しいかどうか確認をお願いします。

※この資格情報のお知らせは医療機関等でマイナ保険証の読み取りができない場合に、マイナンバーカードと一緒に提示することで、受診が可能となります。（もしくは、マイナポータルの資格情報画面の提示でも受診可能です。）

問い合わせ先：リンナイ健康保険組合

以上